# 家畜衛生だより

From 中央家保　養豚用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011　千葉市花見川区三角町656
Tel：043-250-4141（夜間・休日対応）
Fax：043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021　千葉市中央区新宿1-2-3

## 韓国で口蹄疫が発生！

韓国での口蹄疫（O血清型）の発生は、平成２８年３月以降確認されていませんでしたが、約11か月ぶりに本病の発生が確認されました。

近隣諸国では引き続き口蹄疫等の家畜伝染病が発生しており、日本への口蹄疫等のウイルスが侵入するリスクは依然として極めて高い状況にあり、一層の注意が必要です。

発生状況：忠清北道報恩郡の乳用牛飼養農場１件
飼養牛195頭中5頭に水疱形成等の臨床症状。2月5日に確定診断。195頭全頭殺処分。

## ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

### １．発生国への渡航の自粛

〇もし渡航する場合は・・・
- 畜産関係施設に立ち入らない。・肉製品等を日本に持ち帰らない。
- 帰国の際には、空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り家畜防疫官の指導を受ける。

〇帰国後は・・・
- 一週間は農場に入らない。
- 海外で使用した衣服及び靴は農場に持ち込まない。

〇発生国からの畜産関連施設由来の郵便物等は、農場に持ち込まない。

### ２．農場への部外者立入禁止　　３．人・車両の消毒の徹底

### ４．毎日の健康観察　　５．異常家畜を発見した場合の早期通報

☆飼養衛生管理を見直す機会にして、農場を守りましょう！

1.出入口の消石灰散布　2.踏込み消毒槽の薬液交換　3.来場者の記録
4.立入者の衣服・長靴の交換確認　5.畜舎周囲の整理・清掃

お問い合わせは　千葉県中央家畜保健衛生所まで
TEL.　043-250-4141 (夜間・休日転送)　　FAX. 043-286-0090

# 死亡家畜の処理は適正に！

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

１．死体は自己所有地であっても、埋却してはいけません。
２．子豚でも埋却してはいけません。
３．定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

## 関係法令等

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉
〈化製場等に関する法律〉
家畜の飼養者は自ら家畜の死体を適切に処理しなければならないとされています。
なお、不法投棄した場合は厳しい罰則が科せられます。

〈家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律〉
家畜のふん尿は、管理施設の構造設備や、管理基準に基づく処理が義務付けられています。

**～PEDにもご注意！～**

**千葉県では今期7件発生しており、近隣の群馬県でも2月6日に3例目の発生が報告されています。重ねて、飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。**

| 平成28年9月以降の千葉県内PED発生状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 発生日 | 発生地域 | | 発生日 | 発生地域 |
| 1例目 | H28.11.7 | 銚子市（再発生） | 5例目 | H29.1.9 | 旭市（再発生） |
| 2例目 | H28.11.17 | 銚子市（再発生） | 6例目 | H29.1.15 | 睦沢町（再発生） |
| 3例目 | H28.11.22 | 香取市（初発生） | 7例目 | H29.1.30 | 銚子市（初発生） |
| 4例目 | H28.12.19 | 香取市（再発生） | | | |